

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第62号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「（次号に掲げる勤務を除く。）」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第8条を削る。

第9条中「第7条」を「前条」に改め、同条を第8条とする。

第9条の2第1項中「第7条第1項第3号」を「第7条第1項第2号」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。